

知的財産権とは

人間の幅広い知的創造活動の成果について、その創作者に一定期間の権利保護を与えるようにしたのが知的財産権制度です。知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4つを産業財産権といいます。

知的財産権の種類

創作意欲を促進

信用の維持

知的創造物についての権利

特許権（特許法）

- 「発明」を保護
- 出願から20年（一部25年に延長）

実用新案権

（実用新案法）

- 物品の形状等の考案を保護
- 出願から10年

意匠権（意匠法）

- 物品のデザインを保護
- 登録から20年

著作権（著作権法）

- 文芸、芸術、美術、音楽、プログラムなどの精神的作品を保護
- 創作時から死後50年

回路配置利用権

（半導体集積回路配置法）

- 半導体集積回路の回路配置の利用を保護
- 登録から10年

育成者権（種苗法）

- 植物の新品種を保護
- 登録から25年（樹木30年）

営業秘密

（不正競争防止法）

- ノウハウや顧客リストの盗用など不正行為を禁止

営業標識についての権利

商標権（商標法）

- 商品・サービスで使用するマークを保護
- 登録から10年（更新可）

商号（会社法・商法）

- 登記された「商号」を保護

著名な商品表示、形態等 （不正競争防止法）

- 【以下の行為を禁止】
- 周知表示との混同
- 著名ブランドのただ乗り
- 商品形態のデッドコピー
- 原産地等の虚偽表示
- ドメインネームの不正取得

産業財産権＝特許庁所管